

(原案)

**群馬県読書活動推進計画（第2次）
（令和7年度～令和11年度）**

令和〇年〇月策定

群馬県教育委員会

目 次

第1章 計画策定の趣旨

- 1 計画策定の目的
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間

第2章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題

- 1 これまでの読書活動に関する取組・成果
 - (1) 家庭における読書活動の推進
 - (2) 地域における読書活動の推進
 - (3) 学校等における読書活動の推進
 - (4) 読書活動におけるバリアフリーの推進
- 2 これまでの読書活動に関する課題
 - (1) 読書習慣の形成
 - (2) 読書環境の整備
 - (3) 読書バリアフリー
- 3 読書活動を取り巻く情勢の変化
 - (1) 視聴覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の制定
 - (2) 教育におけるデジタル化の進展
 - (3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定
 - (4) 第4期群馬県教育振興基本計画の策定

第3章 基本的な考え方

- 1 基本目標
- 2 基本方針

第4章 県民の読書活動推進のための取組

- 1 家庭における読書活動推進のための取組
- 2 地域における読書活動推進の取組
- 3 学校等における読書活動推進の取組
 - (1) 幼稚園等に向けて
 - (2) 学校に向けて
 - ①小・中学校
 - ②高等学校
- 4 読書活動におけるバリアフリーの推進
 - (1) 「読書に困難がある者」による図書館の利用に係る体制の整備等
 - (2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化
 - (3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援
 - (4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援
 - (5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等
- 5 関係機関等の連携・協力
 - (1) 学校と公立図書館の連携・協力
 - (2) 図書館相互の連携・協力
 - (3) その他の連携・協力

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

読書活動は、人が成長する過程において、言葉を学び、感性を磨き、表現力や知識を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであり、社会全体でそのための環境整備を積極的に推進していくことが極めて重要です。

国においては、社会全体でこどもの読書活動を推進していくため、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」（以下「子ども読書活動推進法」という。）が制定され、それに基づき、令和5年3月には第5次となる「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）が策定されました。

群馬県においても、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画」を策定し、こどもの読書活動を推進してきました。また、平成31年4月には、全ての県民の読書活動を支援することを目的とした「群馬県民の読書活動の推進に関する条例」（以下「群馬県読書条例」という。）が施行されたことから、こどものみならず、あらゆる世代の読書活動を推進するため、令和2年3月に「群馬県読書活動推進計画」を策定しました。さらに、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（以下「読書バリアフリー法」という。）に基づき、群馬県読書活動推進計画に読書バリアフリーの項目を盛り込む形で、令和4年3月に改定を行い、全ての県民の読書活動推進のための取組を進めてきました。

社会情勢に目を向ければ、変化が著しい状況にあり、近年は、GIGAスクール構想に基づく学校のICT環境の整備など、教育分野でもデジタル社会の形成に向けた取組が急速に進められています。また、スマートフォンやソーシャルメディアの普及・利用拡大は、県民の読書活動にも少なからぬ影響を与えている状況です。令和5年度「国語に関する世論調査」（文化庁）では、1か月に本を1冊も「読まない」とした回答の割合が62.6%となるなど、生活様式の変化等から読書離れが深刻な状況になっています。

こうした中、群馬県では、令和6年3月に群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）を策定し、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会に向けて」を最上位目標に掲げ、そのために人が誰しも生まれつき持っている、自分と社会をより良くしようとする原動力や成長す

る力（エージェンシー）を発揮して、自分で考え、自分で決めて、自ら動きだし、責任ある行動をとる自律した学習者を育成していくこととしています。

以上のような社会情勢の変化や、本県のこれまでの取組・成果と課題を検証した上で、国の基本計画、群馬県教育ビジョン等を踏まえ、こどもから大人まで、全ての県民の読書活動の推進を図るため、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

- (1) 子ども読書活動推進法に基づく県計画
- (2) 読書バリアフリー法に基づく県計画
- (3) 群馬県読書条例を踏まえた計画
- (4) 群馬県の教育分野における最上位計画である「群馬県教育振興基本計画」の個別基本計画

3 計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

※ 本計画における読書活動には、時代の変化と一人ひとりのニーズに合わせ、紙に印刷された本のみならず、電子書籍等の多様な媒体による読書を含みます。

第2章 これまでの読書活動推進における取組・成果と課題

本県では、令和2年度から令和6年度まで、群馬県読書活動推進計画に基づき、読書活動の推進に取り組んできました。

本章では、これまでの読書活動推進における取組と成果及び課題についてまとめます。

1 これまでの読書活動に関する取組・成果

(1) 家庭における読書活動の推進

- ブックリスト作成や図書館で実施されるイベントの周知を行いました。
 - 多様な本に出会うきっかけを作り、家庭における読書活動を促進することができました。
- 家庭での読み聞かせの動画を作成・配信し、その中で、読み聞かせのポイントに加え、読書活動の意義について周知しました。
 - 家庭における小さい頃からの読書活動の重要性について、理解を深めることができました。

(2) 地域における読書活動の推進

- 読み聞かせボランティアや市町村立図書館の表彰を行い、その取組事例を県ホームページで紹介しました。
 - 団体や図書館における読書推進の取組の充実に寄与しました。
- 読み聞かせボランティア団体、市町村立図書館及び公民館図書室(以下「市町村立図書館(室)という。」、ブックスタートの関係部局に対して、県で作成したブックリストや動画の活用を周知し、取組を支援しました。
 - 読み聞かせの方法やおすすめの本についての資料として、活用を促進することで、地域における活動の充実を図ることができました。
- 子ども読書活動推進計画の未策定市町村に対し、個別に支援を行うことで、計画策定を推進しました。
 - 計画未策定市町村における策定が進み、一部を除く市町村が計画を策定しました。
- 県立図書館において、市町村立図書館(室)に対する相互貸借制度^(※1)の活用を促進するとともに、図書館未設置町村の公民館図書室に対する団体貸

(※1)【相互貸借制度】図書館同士で互いに所蔵する図書などの資料を貸し借りする制度

出を行いました。

→ 市町村立図書館（室）の図書や資料の充実を図ることができました。

- 県立図書館において、こどもや大人を対象としたイベントの実施や各種図書の企画・展示を行いました。

→ 生涯にわたって読書に親しむ気運の醸成を図ることができました。

- 県立図書館において電子書籍の導入・利用促進や特別文庫のデジタル化等を行いました。

→ 読書環境の整備・充実が図られ、ニーズや状況に応じた多様な読書機会を提供できました。

- 県立高等学校の学校図書館を一般開放し、県立高等学校の持つ資源を広く県民へ提供しました。

→ 地域に開かれた学校図書館として、県民に身近な読書環境の充実を図ることができました。

（3）学校等における読書活動の推進

- 学校図書館充実事業^(※2)を実施し、教員と学校図書館職員との連携の強化、授業で活用できる図書館の整備、読書活動に関わる課題解決のための実践を促進しました。

→ 学校図書館の役割や活用に関わる理解を促進し、人材育成を図ることができました。

- 図書館連携推進フォーラム^(※3)を実施し、市町村立図書館（室）と学校図書館の連携を促進しました。

→ 市町村立図書館（室）や学校図書館の連携や環境整備の充実の機会を提供することができ、その必要性を再確認することができました。

- 学校や幼稚園等（保育所や認定こども園等含む。以下同じ。）に対して

^(※2) 【学校図書館充実事業】 研究指定校において、教員と学校図書館職員が連携して学校図書館を活用した授業づくりに取り組み、教員と学校図書館職員の資質向上を図るとともに、学習・情報センターとして学校図書館を充実させ、研究成果を県内に普及するための事業（平成24年度～令和3年度まで実施）

^(※3) 【図書館連携推進フォーラム】 公立図書館や小中学校における幅広い読書活動の推進を目的に、公立図書館と学校図書館の連携を図るための事業（令和4年度から実施）

ブックリストの配布、活用促進及び読書活動優秀実践校・園の取組事例紹介を行いました。

→ 学校や幼稚園等における読書推進の取組の充実に寄与することができました。

- 県立特別支援学校において各障害種（視・聴・知・肢・病）の障害の種類や状態に応じた指導・支援の充実に努めました。

→ 障害の種類や状態に応じた図書の整備や利用の促進により、児童生徒の読書活動を充実させることができました。

- 県立高等学校において、効果的に図書館業務を行うために群馬県高等学校教育研究会図書館部会による「群馬県高等学校図書館運営マニュアル（第3版）」を発行し、サービスの充実に努めました。

→ 生徒が活用しやすい図書館の整備や、よりよい利用サービスの提供につながりました。

- 県立図書館において、必要に応じて学校や幼稚園等に団体貸出を行いました。

→ 学校や幼稚園等のニーズに応じた図書の充実が図られ、学校における図書を活用した学習や幼稚園等における読み聞かせ活動などの取組を充実させることができました。

- 県立図書館において、「夏休み高校生ボランティア」や「特別支援学校生徒の職場体験活動」、「社会科見学受入れ」等を実施しました。

→ 図書館を身近に感じてもらうことにより、図書館利用の促進を図ることができました。

- 県立図書館において、学校司書等のスキルアップや学校の教職員向けの学校図書館活用のための研修会を実施しました。

→ 読書習慣の形成や読書環境の整備等に係る学校司書等や教職員の知見を広げることができました。

- 県立図書館において、「全国高等学校ビブリオバトル群馬県大会」を開催し、動画配信等により周知を図りました。

→ ビブリオバトル大会への出場や観戦を通して、中高生が読書に関心を持つきっかけを作ることができました。

（４）読書活動におけるバリアフリーの推進

- 図書館連携推進フォーラムにおいて、市町村立図書館（室）や学校にお

ける読書バリアフリー推進及び県立図書館との連携について情報提供等を行いました。

→ 司書や司書教諭等における読書バリアフリーの必要性について、意識を高めることができました。

- 読書に困難のある方の読書活動を推進するために、県立図書館において、大活字本やオーディオブック^(※4)などの収集、音声読み上げ機能付き電子書籍の導入・充実、拡大読書器の整備、宅配サービスなどを行いました。

→ 多様な県民のニーズに応じた読書環境の充実を図ることができました。

- 県立点字図書館において、アクセシブルな書籍^(※5)等の充実、イベントや講習会の充実、点訳奉仕員・音訳奉仕員の養成を行いました。

→ 様々な利用者ニーズに対応する体制を整えることができました。

2 これまでの読書活動に関する課題

(1) 読書習慣の形成

- 読書は、さまざまな知識を得る手段であるだけでなく、発想力や知恵を身につけることも可能にするものであり、人が成長する過程で、また人生をより深く生きる力を身に付けていく上で重要な取組であり、読書の魅力や意義をしっかりと伝えていく必要があります。

- 県や市町村立図書館（室）の読書推進の取組についての情報が、それらを必要とする人や関係機関に十分届いていない状況があり、家庭、学校、地域等における情報の共有・提供の方法及び周知・広報の方法等を工夫していく必要があります。特に電子書籍の導入・利用に関する取組については、多様な読書機会の確保のためにも、導入・活用事例の情報を共有しながら進めていくことが重要になってきます。

- 県民の読書活動に対するニーズの把握・反映が十分行えているとは言えないことから、学校や公立図書館等^(※6)、それぞれが県民のニーズを把握し、

(※4) 【オーディオブック】書籍等の文章を読み上げ又は口演し、必要に応じて効果音及びBGM等を付することにより、利用者が耳で聴くことを通じて情報を得られる形式の電子音声コンテンツ

(※5) 【アクセシブルな書籍】「読書に困難がある者」がその内容を容易に認識することができる書籍。例えば、点字図書、音訳図書等

(※6) 【公立図書館等】県立図書館、市町村立図書館、公民館図書室

情報を共有しながら、ニーズを反映させた取組を行っていくことが重要です。

- 公立図書館や学校図書館等の関係職員を対象とした研修の内容をより充実させていくとともに、オンラインによる研修など開催方法等を工夫し、関係機関と連携を密にしながら参加しやすい体制を整え、参加を促す必要があります。
- 動画視聴やソーシャルメディアの利用等によるスクリーンタイム^(※7)の増加は、読書活動に費やす時間に少なからず影響を与えている可能性があります。スクリーンタイムとのバランスを考慮しながら、読書活動の時間が確保されるような取組を充実していく必要があります。

(2) 読書環境の整備

- 公立図書館等で実施するイベント開催など、図書館に気軽に出向いたり、本に触れたりするきっかけとなる取組をさらに充実する必要があります。
- 学校や幼稚園等への団体貸出の利用を拡大するため、一層の周知に努めるとともに、学校の授業や読み聞かせ等で活用できる図書の実質を図ることが重要です。
- 学習者端末の活用や電子書籍の活用など、学校における ICT 機器を活用した読書環境の整備を充実させていくことが重要です。
- 大学や高等学校の図書館一般開放については、情報提供を工夫するなどして、地域の身近な読書環境として利用者の拡大を図る必要があります。

(3) 読書バリアフリー

- 公立図書館等において、サピエ図書館^(※8)や国立国会図書館のアクセシブルな書籍へのアクセス方法等について、ホームページ等でのさらなる周知が必要です。
- 点字図書館からの発信に加え、公立図書館等との連携による点字図書館

(※7) 【スクリーンタイム】テレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間

(※8) 【サピエ図書館】視覚障害者及び視覚による表現の認識に障がいのある方々に対して点字データ、デイジーデータ等を提供するネットワーク。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行っている。正式名称は「視覚障害者情報総合ネットワーク」

の取組（特に取り扱う読書媒体や利用方法）のさらなる周知が必要です。

- 点訳奉仕員・音訳奉仕員の数が十分ではないため、養成の必要性について関係機関で連携しながら広報を行っていく必要があります。

3 読書活動を取り巻く情勢の変化

(1) 読書バリアフリー法の制定

令和元年6月、視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とし、読書バリアフリー法が公布・施行されました。また、同法第7条に基づき、施策の一層の充実を図るため、令和2年度から令和6年度を対象期間とする「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画」が令和2年7月に策定されました。本県においても令和4年3月に県の読書バリアフリー計画を包含する形で、「群馬県読書活動推進計画」を改定し、取組を進めてきました。研修会等で読書バリアフリーについて周知を図り、アクセシブルな書籍の充実やそれらの利用を進め、多様な県民の読書機会の確保を進めていく必要があります。

(2) デジタル化の進展

経済・社会・生活のあらゆる場面でデジタル化が進展し、我々はその恩恵を享受しています。また、新型コロナウイルス感染症への対応をきっかけに、国民生活や経済活動維持の観点から、これまでデジタル化が進まなかった領域を含め、デジタル活用が広がることとなりました。

国においては、令和3年9月のデジタル庁の設置をはじめ、政府全体で、我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向けた取組が進められています。

教育分野では、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、教育DXを見据えた教育のデジタル化のミッションとして「誰もが、いつでもどこからでも、誰とでも、自分らしく学べる社会」を目指すことが掲げられました。

さらに、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）において、GIGAスクール構想を環境整備から利活用促進の段階に大きく進

めていくこと等が示されるとともに、図書館などの社会教育施設においては、地域の教育力向上に向けて、ICTなどの新しい技術を活用しつつ、多様な主体と連携、協働しながら魅力的な教育活動を展開し、ひとづくり、地域づくりを行う取組を促進すること等が示されました。

(3) 第6次「学校図書館図書整備等5か年計画」の策定

令和4年1月、国は、令和4年度から令和8年度を対象期間とする第6次学校図書館計画を策定しました。同計画は、全ての公立小中学校等において、「学校図書館図書標準」（平成5年3月29日付け文部省初等中等教育局長決定）の達成を目指すとともに、計画的な図書の更新、学校図書館への新聞の複数紙配備及び学校司書の配置拡充を図ることとしました。同計画に基づく地方財政措置は、5年間で、2,400億円、前計画から50億円の増加となりました。

(4) 群馬県教育ビジョンの策定

令和6年3月に策定した第4期群馬県教育振興基本計画（対象期間は令和6年度から10年度。以下「群馬県教育ビジョン」という。）では、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて一ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける「自律した学習者」の育成」を最上位目標に掲げています。

また、最上位目標をより具体化した目標として、「群馬県の教育が目指す学習者像」を次のとおり整理しています。

- ①自らが主語となる学びをつくり、深めていく
- ②社会課題を自分事化して、行動に移す
- ③多様性を尊重し、互いに認め合う
- ④対話と交流により、信頼関係を築いていく
- ⑤生涯にわたり学び続ける喜びを実感し、共有していく

変化が激しく、将来の予測が困難な現在の社会においては、ひとりひとりが主体性を持ち、自ら考え、判断し、責任をもって行動していく必要があります。群馬県教育ビジョンでは、こどものみならず全ての県民を「学習者」と位置づけ、人が誰しも生まれつき持っている、自分と社会をより良くしようと願う意志や原動力（エージェンシー）を発揮して、自らの意思と選択で自ら学びをつくり、実際の行動に移せるようになるような教育を目指しています。

読書活動の推進に関しては、「目指す学習者像実現のための重点施策」中、「自分と社会をより豊かにするための生涯にわたる学びの支援」の項目において、また、「群馬の教育を推進する基盤となる重点施策」では、「学びの充実に向けた様々な主体による連携・協働の推進」の項目において、「読書活動の充実と県立図書館の機能強化」が掲げられています。

第3章 基本的な考え方

群馬県教育ビジョンでは、「自分とみんなのウェルビーイングが重なり合い、高め合う共生社会へ向けて — ひとりひとりがエージェンシーを発揮し、自ら学びをつくり、行動し続ける『自律した学習者』の育成 —」を最上位目標としています。

群馬県読書活動推進計画は、本ビジョンの個別基本計画として、この最上位目標を基に、生涯にわたるウェルビーイングの向上につながる読書活動を目指し、主体的な学びにつながる読書環境を充実させる取組を行っていきます。ここで言う「学び」とは、生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において取り組む学びのことであり、興味・関心に応じて主体的に取り組み、他者との対話を通じて、楽しみながらその取組や内容を深めていくことです。読書活動においては、多様な読書環境から本や読書の方法を選び、様々なライフステージにおいて機会を捉えて読書を楽しみ、さらに読んだ本について対面やソーシャルメディア上で交流するなどしながら読書体験を深めていくことと言えます。

また、こどもから大人まで、障害の有無にかかわらず、全ての県民が生涯にわたって読書に親しむことができるよう、家庭・地域・学校・民間団体そして行政が連携し、県民の読書活動を支援していきます。

読書は最も身近な生涯学習の活動であり、読書を通じて得られる、学ぶ楽しさや知る喜びは、生涯にわたる学習意欲やウェルビーイングにつながるものであることから、県全体で読書活動の推進に取り組む必要があります。

1 基本目標

生涯にわたるウェルビーイングの向上につながる読書活動をめざして
～主体的な学びにつながる読書環境の充実～

2 基本方針

(1) 生涯にわたる読書活動につながる小さい頃からの読書習慣の定着

読書活動は、知識・発想力・知恵等を身に付けることを可能にし、人の成長や深みのある人生につながるものであり、その魅力や意義を周知していくことは重要なことです。また、読むこと自体の楽しさや知る喜び、それによる充実感・満足感を得て、それを他者と共有することは、世代を超えた読書活動推進の循環が形成されることから、家庭や学校、地域など県全体で読書習慣を定着するための施策を充実していきます。

(2) 多様な県民の読書機会の確保

障害等により読書が困難な方、生活上、読書に困難がある方、日本語を母語としない方等、県民の置かれている状況は多様です。読書活動推進に当たっても、それぞれの状況を把握した上で、多様な県民を受容し、アクセスしやすい書籍や外国語の書籍を充実すること、読書イベント情報の周知を工夫することなど、多様な県民の読書機会の確保に努めます。

(3) デジタル社会に対応した読書環境の整備

多様な県民の読書機会の確保や非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするため、公立図書館等においては電子書籍サービス等のデジタルリソース^(※9)の充実を図るとともに、学校においてはこどもたちの健康や発達段階等に配慮しつつ、電子書籍サービスの利用や ICT を活用した取組を進めていきます。

(4) 県民のニーズに応じた読書活動の推進

県民の主体的な読書活動を推進するにあたっては、読書をしたいときに、いつでもどこでも読書活動ができるよう、県民の意見を踏まえた上で各種取組を進めることが重要です。そのためには、アンケート等様々な方法で県民の意見を聴く機会を確保し、多様な県民の意見を取組に反映させていきます。

(※9) 【デジタルリソース】 電子書籍サービス、商用データベース、デジタルアーカイブ等
インターネット上で利用できる資料やツール

第4章 県民の読書活動推進のための取組

1 家庭における読書活動推進のための取組

<取組の方向性>

- 読書の魅力や意義についての理解促進により、読書が生活の中に位置付けられ、読書体験の共有が行われるなど、家庭での積極的な読書活動の取組を奨励します。
- 生涯にわたる読書習慣につながるよう発達段階に応じた読書活動の充実を促進します。
- 家庭での読書活動充実のため、様々な関係機関から提供される情報が広く周知され、多様な読書機会の確保を推進します。

- ◇ 学校や幼稚園、公立図書館等との連携により、様々な機会を捉えて読書の魅力や意義を周知します。
- ◇ 定期的に読書の時間を設け、家族で読書の習慣付けを図ることや、読書を通じて家族で感じたこと・考えたことを話し合うことなど、読書に対する興味や関心を引き出すことの重要性を発信します。
- ◇ 子育てについて話し合い、学び合う学習会「ワクワク子育てトークング〜ぐんま親の学びプログラム〜」^(※10)において、読書習慣の定着をテーマとしたプログラムの実施を推進し、家庭での読書活動を支援します。
- ◇ 家庭での選書の支援や読書への興味・関心を高めるため、県が作成した未就学児・小中学生向けのブックリスト及び家庭での読み聞かせのコツをまとめた動画等の活用を促進します。
- ◇ 読書週間における県内公立図書館等の行事实施を推進し、家庭での読書のきっかけとなるよう、県ホームページやその他のソーシャルメディアなど多様な手段を活用して情報提供します。
- ◇ 公立図書館や学校等、関係機関の連携を促進し、読み聞かせの会や特別展示などの読書イベントについて、多様な家庭状況に応じて情報発信を工夫することで、読書機会の確保を図ります。

^(※10) 【ワクワク子育てトークング〜ぐんま親の学びプログラム〜】 参加者同士が「ぐんまの親の学びプログラム」を使って、役割演技（ロールプレイ）等の手法で交流しながら、子育てについて話し合い、学び合う学習会

2 地域における読書活動推進の取組

<取組の方向性>

- 全ての県民が興味・関心に応じて読書活動が行えるよう、地域の身近な読書環境を提供する施設である公立図書館等が、様々な書籍を充実させるとともに、利用者ニーズに応えるための取組を充実させることを促進します。
- 公立図書館等に加え、児童館などの地域の施設や団体が読書に関するイベントや講座などを充実させ、それが十分に周知されるよう支援します。
- 生活の状況により読書に困難がある者、日本語を母国語としない者等、様々な状況にある県民に対する読書機会の確保に努めます。
- デジタル化などの社会情勢の変化に対応するため、公立図書館等における電子書籍の導入等による読書環境の整備や ICT を積極的に活用した多様な取組を奨励します。

- ◇ 市町村立図書館（室）や児童館、その他こどもの居場所等における、読み聞かせ会や親子読書会等、こどもが読書に興味・関心をもつようなイベントを開催し、関係機関で連携を図りながら情報共有することを促進します。
- ◇ 市町村立図書館（室）において、図書館や読書活動に対する要望についてアンケートを実施するなどして、県民の視点に立った読書活動を推進することの重要性について周知します。
- ◇ ブックスタートやブックスタートプラス^(※11)等の活動において、市町村の関係部局に対して活動の充実を奨励します。
- ◇ 市町村に対して、子ども読書活動推進計画の策定・見直しを促すとともに、市町村と連携して読書活動の意義等についての普及・啓発に取り組みます。
- ◇ 読書推進に係る取組を奨励するため、「子ども読書活動優秀実践図書館・団体表彰」（文部科学大臣表彰）への推薦や、「読み聞かせボランティア顕彰」「優良図書館表彰」を行い、県ホームページ等で取組事例を紹介します。
- ◇ 市町村立図書館（室）における電子書籍の導入・活用について、利便性における特性や提供元・提供内容の違いによる特性など事例を基に周知・促進を行います。

(※11) 【ブックスタートプラス】ブックスタートを実施した市町村等が、その第2弾として、幼児とその保護者に絵本等を渡す活動

- ◇ デジタルアーカイブ^(※12)の充実や様々なソーシャルメディアの活用及び学校における学習者端末と連携した情報発信など ICT を積極的に活用した取組を奨励します。
- ◇ 大人の読書活動の充実のため、読書会や大人向けの読み聞かせ等の取組を奨励します。
- ◇ 地域の身近な読書環境の一つとして、県立高校における学校図書館を一般開放し、読書活動のための環境を充実させます。

＜県立図書館の取組＞（注）

- ◇ 市町村立図書館（室）に対して、図書整備・充実等、その他の読書環境の整備について研修会等をとおして情報提供を行います。
- ◇ ビブリオバトル大会を高校生以外の部門（年齢層）にも展開することを検討し、全世代における読書活動の活発化を促します。
- ◇ 季節や行事に関連する図書の企画展示やボランティアによる読み聞かせ等、読書に関する様々なイベントを行います。
- ◇ 高校生を対象とした「夏休み高校生ボランティア」等の職業体験事業を実施し、図書館を身近に感じてもらうことで図書館の利用促進を図ります。
- ◇ 町村の公民館図書室等への団体貸出を実施し、図書館未設置町村でも読書環境が充実するよう努めます。
- ◇ 相互貸借制度の更なる周知を図り、県内いずれの市町村においても図書の貸出しを可能にするなど、十分な読書環境の確保に努めます。
- ◇ 障害のある利用者、日本語を母語としない利用者、図書館から遠い地域の利用者等、多様な利用者に対して読書機会の確保のための情報提供を行います。
- ◇ 読書活動において多様な選択ができるよう、紙の本の蔵書数と電子書籍の提供数のバランスに配慮しながら、電子書籍等のデジタルリソースの充実を図ります。
- ◇ ソーシャルメディアの活用など広報を工夫し、電子書籍等のデジタルリソ

(※12) 【デジタルアーカイブ】 重要文書や文化資源の情報をデジタル化して保存・活用すること

ースの利用促進を図ります。

- ◇ 県民が行う高度・専門的な調査・研究のための調査相談体制の充実を図っていきます。また、県民の課題解決につながる高度な専門的情報サービス（レファレンスサービス）を提供する機能を充実するほか、県内の市町村立図書館や学校・大学図書館で照会を受けた回答の困難なレファレンス事案について、解決を支援します。
- ◇ 郷土資料の充実や様々な読書に関する企画展の開催により、多様な県民の読書ニーズに応えるよう努めます。

（注）県立図書館については、取組を抜き出して記載しています。

3 学校等における読書活動推進の取組

<取組の方向性>

- 幼稚園等が幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、絵本や物語に親しむ活動を積極的に行うことを奨励します。また、学校が学習指導要領等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用を行うことを奨励します。
- こどもの読書活動においては、発達段階に応じた読書環境を整える必要があるため、読み聞かせ等により、こどもが楽しく読書に親しみ、周りの大人や友人と喜びや満足感を共有する活動を奨励します。
- 幼稚園等に対して、こどもが自由に手に取ることができる絵本等を充実させ、教室及び保育室に設置したり、施設内に図書室を設けたりする等の環境整備を奨励します。
- こどもの豊かな読書経験の機会を充実していくために、多様な児童生徒の状況や興味・関心に応じて図書を整備・充実させることを支援します。
- 言語能力や情報活用能力を育むとともに、多様なこどもたちの読書機会の確保、非常時における図書等への継続的なアクセスを可能とするために、電子書籍やICTを活用した取組を奨励します。
- こどもの主体的な読書活動の推進を図るため、学校において、アンケート等によりこどもの意見を聴取し、それを学校の読書活動に反映させることを奨励します。

（1）幼稚園等に向けて

- ◇ 幼稚園等の図書の充実のため、県立図書館の団体貸出による支援や市町村立図書館の団体貸出を促進します。
- ◇ 読書推進に係る取組を奨励するため、「子ども読書活動優秀実践園の表

彰」（文部科学大臣表彰）へ幼稚園等を推薦するとともに、県ホームページ等で取組事例を紹介します。

- ◇ 未就学児向けブックリストや読み聞かせのポイントを解説した動画を周知し、活用を促進します。
- ◇ 保育士や教職員の研修において、読み聞かせ等の読書活動の活性化のため、関係機関との連携や取組の事例などの情報提供を奨励します。
- ◇ 読み聞かせや読書活動の大切さについて、保護者の理解促進に向けた情報提供の重要性を周知します。

（２）学校に向けて

①小・中学校

- ◇ 各教科の年間指導計画に学校図書館の利用を位置付け、司書教諭・学校司書等を活用した児童生徒の読書への興味・関心を高める指導を行うことの重要性を周知します。
- ◇ 読書推進に係る取組を奨励するため、「子ども読書活動優秀実践校の表彰」（文部科学大臣表彰）へ学校を推薦するとともに、県ホームページ等で取組事例を紹介します。
- ◇ 学校司書の配置の促進とともに、それらに対する学校全体の理解と協力の重要性を周知します。
- ◇ 「学習センター」機能、「情報センター」機能及び「読書センター」機能のバランスがとれた図書館整備に向けた取組を奨励します。
- ◇ 幼稚園等から小学校、小学校から中学校等の接続時や、小学校の低学年から中学年にかけての時期に、読み聞かせなどの継続した取組を行うことの重要性について情報提供します。
- ◇ 全校一斉の読書活動・読み聞かせ活動や推薦図書コーナーの設置等、子どもが本に触れるきっかけ作りを継続的に実施することを奨励します。
- ◇ 読書活動の魅力や意義について、保護者の理解促進に向けた情報提供の重要性を周知します。
- ◇ 各教科等における学習・課題研究等を通じて、児童生徒が必要な情報を収集・選択し、それらを主体的に活用できるような取組を増やすことが求められていることから、調べ学習等に必要な図書や資料の整備を行っていくことを促進します。

- ◇ 読書会、本の帯やポップ^(※13)の作成、ビブリオバトル等、児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動の有効性について、研修会等で情報提供します。
- ◇ 図書館連携推進フォーラムを実施し、学校図書館関係者と公立図書館等関係者の情報交換の機会を提供し、連携を促進します。
- ◇ 公立図書館等との連携などにより、日本語を母語としない児童生徒など、多様な児童生徒の状況や興味・関心に応じた図書の充実を促進します。
- ◇ 公立図書館等で導入する電子書籍サービスについて関係機関と連携し、その特性や提供内容等に係る情報を学校等へ提供し、こどもの健康や発達段階に配慮した上で、学習者端末を活用した電子書籍の利用を奨励します。
- ◇ 学級数が多く学級単位での学校図書館利用に困難がある等、学校図書館の利用に課題がある学校等への電子書籍サービスの導入について、市町村教育委員会等関係機関と連携した取組を奨励していきます。
- ◇ 自発的な読書活動を促すため、児童生徒の意見を聴く機会を確保するとともに、図書委員等による選書や読書イベントの開催などの主体的な関わりを奨励し、こどもの視点に立った読書活動の推進の必要性を周知します。

②高等学校

- ◇ 「読書指導計画」や各教科等における利用計画を盛り込んだ「学校図書館運営計画」の充実について学校訪問等の機会に周知します。
- ◇ 各教科等における学校図書館の活用について、司書教諭が中心となり、教員への情報提供等を行うことによる積極的な活用を奨励します。
- ◇ 高校生は、学習等の目的を持って読書する傾向が強まることから、知的関心に見合った読書指導の重要性について、学校司書等に周知を図ります。
- ◇ 読書に興味を持ち、読書を通じた関係性を構築し、読書の幅を広げるために、生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動（読書会やビブリオバトル等）を支援します。
- ◇ 県立図書館で導入する電子書籍サービスについて、その特性や提供内容等に係る情報を学校等へ提供するなどし、こどもの健康や発達段階に配慮した上で、学習者端末を活用した電子書籍の利用を奨励していきます。

(※13) 【ポップ】紹介したい本に興味を持ってもらうために、その本の説明等を書いたカードなど

4 読書活動におけるバリアフリーの推進

取組の方向性

- 障害の有無にかかわらず、全ての県民が読書活動を行えるようにするため、アクセシブルな書籍等を充実させ、各図書館が所有するアクセシブルな書籍等の効率的で円滑な利用を促進します。併せて、書籍の入手や利用に係るアクセシビリティの改善・向上にも取り組むことを奨励します。

(1) 「読書に困難がある者」^(※14)による図書館の利用に係る体制の整備等

①「読書に困難がある者」が利用しやすい書籍等の充実

- ◇ 公立図書館等においては、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を進めるとともに、点字図書館については、これらの書籍等の充実、製作の支援を行います。

② 円滑な利用のための支援の充実

- ◇ 公立図書館等において各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差解消等の施設及び設備の整備や障害者サービスの充実を図る取組を奨励します。
- ◇ 学校図書館における支援を充実するため、司書教諭・学校司書の配置、司書教諭等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を促進します。
- ◇ 点字図書館及び公立図書館等と学校図書館の連携を図り、「読書に困難がある児童生徒」を支援するための取組を奨励します。また、それらの児童生徒が在籍する学校に対して、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法についての周知を行います。
- ◇ 点字図書館において、公立図書館等と連携を図り、アクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供、アクセシブルな書籍等の利用を支援します。
- ◇ 音訳図書^(※15)の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能が、視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つよう、公立図書館等との連携の促進を図ります。
- ◇ 点字図書館の利用対象者の範囲について検討を行い、その検討結果を踏

(※14) 【「読書に困難がある者」】視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。また、「読書バリアフリー法」における「視覚障害者等」と同義。具体的には、視覚障害、読字に困難がある発達障害、寝たきりや上肢に障害がある等の理由により、書籍を持つことやページをめくることが難しい、あるいは眼球使用が困難である身体障害等のある者

(※15) 【音訳図書】耳で聴いて読書できるように朗読し、その音声を収録したもの

まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討します。

(2) インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

- ◇ 点字図書館と公立図書館等との連携により、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や連携に必要な情報提供を推進し、「読書に困難がある者」用のデータの送信サービスやサピエ図書館の利用を促進します。

(3) 特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援

- ◇ 点字図書館と公立図書館等との連携により、特定書籍^(※16)や特定電子書籍等^(※17)の製作のノウハウや製作された書籍等の情報共有等による製作の効率化を図ることを奨励します。

(4) 端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

- ◇ 点字図書館と公立図書館等が ICT サポートセンター^(※18)と連携し、「読書に困難がある者」に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行うことを奨励します。また、サピエ図書館等の利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器等の貸出等の支援を行うことを推進します。
- ◇ ICT サポートセンターの普及を支援することや「読書に困難がある者」が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることを可能にするために、公立図書館等の職員に対しての研修を推進します。

(5) 製作人材・図書館サービス人材の育成等

① 司書、司書教諭、職員等の資質向上

- ◇ 障害者サービスに関する内容を理解するための研修等の実施及び障害当事者でピアサポート^(※19)ができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を奨励します。

② 点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

- ◇ 製作に携わる人材に対する製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る

(※16) 【特定書籍】著作権法第 37 条第 1 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな書籍

(※17) 【特定電子書籍等】著作権法第 37 条第 2 項又は第 3 項本文の規定により製作されるアクセシブルな電子書籍等

(※18) 【ICT サポートセンター】障害者等の ICT（情報通信技術）の利用機会の拡大や活用能力の向上を目的として、①ICT 機器の紹介、貸出・利用に係る相談、②サピエ図書館等のインターネットサービスの利用支援等を行うパソコンボランティアの養成・派遣等の事業を行う拠点（都道府県・指定都市・中核市に対する厚生労働省補助事業）

(※19) 【ピアサポート】同じ課題や境遇を持つ人が、互いに支え合い、助け合うこと

研修の取組を支援するほか、人材の募集や養成及び製作活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援を推進していきます。

5 関係機関等の連携・協力

取組の方向性

- 読書活動の推進に関する取組が円滑に実施されるよう、学校、公立図書館、民間団体、その他の関係機関の連携を強化し、必要な体制の整備を進めます。

(1) 学校と公立図書館の連携・協力

- ◇ 「読書に困難がある児童生徒」がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館における取組を周知します。
- ◇ 市町村立図書館において、児童生徒向け図書の実質を進めるとともに、学校図書館との連携・協力を推進し、児童生徒の読書環境の実質を図ることを促進します。
- ◇ 児童生徒に図書館を身近に感じてもらい、その利用を促進するため、引き続き市町村立図書館における職場体験学習等の受入れを奨励します。
- ◇ 市町村立図書館において、学校の児童生徒に対し、図書館が導入した電子書籍貸出しサービスのIDを一括で発行し、いつでも、どこでも電子書籍により、読書活動が行えるようにすることを奨励し、取組事例の情報提供を行います。
- ◇ 市町村立図書館において、学校等への団体貸出や連携した取組を行うことで、多様な児童生徒の読書機会の確保やこどものニーズに応じた取組の実施を促進します。

<県立図書館の取組> (注)

- ◇ 各学校図書館に対し、「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」等、児童生徒の読書活動を支援するための図書の団体貸出を行います。
- ◇ 学校図書館の取組の一層の実質に資するため、司書教諭や学校司書を対象とした実務研修等を開催します。
- ◇ 司書教諭等に対して、障害者サービスに関する内容を理解するための研修を実施します。

<県立点字図書館の取組> (注)

- ◇ 「読書に困難がある児童生徒」がアクセシブルな書籍等を利用できるよ

う、県立点字図書館における取組を周知します。

(2) 図書館相互の連携・協力

- ◇ 県内各地域の図書館におけるイベント等の周知について公立図書館等が相互に協力し合うことにより、県民の読書に対する関心・意欲を高める機会を提供していくことを促進します。
- ◇ 公立図書館等における相互貸借制度の積極的な活用等により、県民の読書環境の充実を図るための取組を継続していくことを促進します。

<県立図書館の取組> (注)

- ◇ 図書館横断検索システムの運営と市町村支援協力車の運行により、相互貸借などネットワークの整備・充実を一層推進していきます。
- ◇ 県の中核図書館として、市町村立図書館（室）や学校図書館の職員に対する実務研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。
- ◇ 県内の図書館（市町村立図書館（室）・大学図書館・高等学校図書館）が参加する相互貸借制度の維持活用により、日本語を母語としない方や遠隔地の県民、「読書に困難がある者」等の多様な県民の読書活動における利便性確保のため、連携・協力を図っていきます。

<県立点字図書館の取組> (注)

- ◇ 公立図書館等に対して必要に応じてアクセシブルな書籍等の製作の支援を行います。
- ◇ 公立図書館等に対して国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や情報提供を推進します。

(3) その他の連携・協力

- ◇ 読み聞かせグループや書店等の民間団体との連携を図り、読み聞かせ、朗読会、読書会等を開催するため、取組事例について情報提供します。
- ◇ 家庭、地域、図書館、学校、民間団体等が相互に連携し、異なる世代間で読書活動を通じた情報の共有及び交流を図ることで、県民の世代を超えた読書活動を奨励します。
- ◇ 県立図書館において県内の各施設と連携したイベント等や企画展示等を行います。

- ◇ ブックスタートなどの市町村における読書のきっかけづくりの事業等を担当する福祉部局等の関係機関との連携を充実させ、効果的な読書推進を図ります。
- ◇ 「読書に困難がある者」の関係団体（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者の関係団体）と連携し、アクセシブルな書籍等の利用促進のための情報共有を図ります。

(注) 県立図書館及び県立点字図書館については、取組を抜き出して記載しています。